

1. 運営指導等実施状況
2. 虐待防止措置未実施及び身体拘束廃止未実施減算について
3. 情報公表未報告減算について
4. 業務継続計画未策定減算について
5. 各種委員会、研修関係について
6. 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について
7. 勤務表等の作成について
8. サービス管理責任者等の資格に関する注意点
9. 共生型サービスの推進について
10. 給付費請求のよくある請求エラーについて
11. その他

1. 運営指導等実施状況

1. 運営指導等の実施状況（1）

指導監査室の運営指導・監査の対象は、鳥取県東部市町の事業所（町の特定相談支援・障害児相談支援を除く）

令和7年度運営指導の実施状況

区分	事業所数	令和7年度実地指導	実施率
者	279	105	37.6%
児	87	27	31%
計	366	132	36.1% 暫定率

※令和7年7月から令和8年1月まで実施

※上記は指定サービス数（計画事業所、施設入所支援を含み、四町の計画事業所、基準該当事業所を含まない）

※事業所数は令和8年2月1日時点

令和7年度監査の実施状況

実施件数	内容
6件	不正請求、虐待、運営基準違反

※件数は令和8年2月1日時点

1. 運営指導・監査の実施状況（2）

監査における不正請求（不正認定含む）の認定状況

年度	件数
平成30年度～令和4年度	1件
令和5年度	3件
令和6年度	1件
令和7年度	2件

不正請求に限らず、重大な不正が認められた事業所は、一部効力停止（新規受入停止、報酬請求の一部制限）、全部効力停止（一定期間の営業停止）、指定取消といった処分に加え、処分内容の公表、不正請求額の返還請求（40%上乘せ）が行われます。

基準を遵守し、公正に運営してください

2. 虐待防止措置未実施及び身体拘束 廃止未実施減算について

2-1. 虐待防止措置未実施減算について

令和6年4月から適用開始

全てのサービスを対象として次の①～③に該当する場合に、その事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。

- ①基準に基づき求められる虐待防止委員会を1年に1回（※）以上開催していない場合。
- ②虐待の防止のための研修を1年に1回以上（※）実施していない場合。
- ③虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。

※「1年に1回以上」とは、年度ではなく、直近1年のことをいう。

- ・基準を満たしていない状況が確認された場合には、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告をしてください。

2-2. 身体拘束廃止未実施減算について (1)

令和5年4月から適用開始

相談支援系サービスや自立生活援助、就労定着支援を除いた全てのサービスを対象として次の①～④に該当する場合に事実が生じた日の翌月から改善が認められた月まで、所定単位数を減算する。

- ①指定基準に基づいて求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。(※1)
- ②指定基準に基づき求められる身体拘束適正化委員会を1年に1回(※2)以上開催していない場合。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。
- ④身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上(※)実施していない場合。

※1 身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合に適用される。記録については「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を全て満たし、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った記録が必要。

※2 「1年に1回以上」とは、年度ではなく、直近1年のことをいう。

2-2. 身体拘束廃止未実施減算について (2)

減算される所定単位数の内訳はサービス種類ごとに以下のとおり。

サービス種類	減算単位数
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、障害児入所支援 ※青字（自立訓練（生活訓練）については宿泊型自立訓練を除く）については指定障害者支援施設が行うものに限る。	100分の10
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く） ※青字及び就労選択支援については指定障害者支援施設が行うものを除く。	100分の1

- ・基準を満たしていない状況が確認された場合には、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告をしてください。

3. 情報公表未報告減算について

3. 情報公表未報告減算（1）

令和6年4月から運用開始

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の3第1項の規定に基づく障害福祉サービス等に係る報告を行っていない事実（障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）上、未報告）が生じた場合（※）に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数から減算する。

※「事実が生じた月」とは運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点（令和6年4月1日）」まで遡及します。

基準省令施行規則において、指定権者は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとされています。

更新申請時に情報公表未報告が確認された場合は、更新を行うことが出来ない且つ減算算定の対象となります。

3. 情報公表未報告減算（2）

減算される所定単位数の内訳はサービス種類ごとに以下のとおりです。

サービス種類	減算単位数
療養介護、生活介護、施設入所支援、 自立訓練（機能訓練） 、 自立訓練（生活訓練） （宿泊型自立訓練を含む）、 就労移行支援 、 就労継続支援A型 、 就労継続支援B型 、共同生活援助、障害児入所支援 ※ 青字 （自立訓練（生活訓練）については宿泊型自立訓練を除く）については指定障害者支援施設が行うものに限る。	100分の10
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 生活介護 、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、 自立訓練（機能訓練） 、 自立訓練（生活訓練） （宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、 就労移行支援 、 就労継続支援A型 、 就労継続支援B型 、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援 ※ 青字 については指定障害者支援施設が行うものを除く。	100分の5

情報公表は、毎年度1回行う必要があります。

報告期間：報告年度の翌年5月1日から7月31日

※経営情報については毎会計年度終了後3か月以内が報告期限です。

令和6年度決算情報報告については令和8年3月31日が報告期限となります。

4. 業務継続計画未策定減算について

4. 業務継続計画未策定減算（1）

令和6年4月から適用開始

そもそも業務継続計画（BCP）とは…

事業所が自然災害、感染症の流行などの緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧できるように、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

→既存の非常災害対策計画や、感染症防止指針とは異なる

- ①非常災害対策計画、感染症防止指針・・・ 「発生時」の対応
- ②業務継続計画（BCP）・・・・・・・・・・①に加え「発生後」の業務継続

業務継続計画の運用について

指定基準に基づき以下の措置が必要

- ①感染症及び災害の業務継続計画を策定すること。
- ②感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を共有するための研修を1年に1回以上実施すること。
- ③感染症及び災害に係る業務継続計画に基づき役割分担の確認、発生した場合の支援の演習等の訓練を1年に1回以上実施すること。

3. 業務継続計画未策定減算（2）

全てのサービスを対象として、指摘基準に求められる業務継続計画の策定及び当該計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた月の翌月（事実が生じた日が月の初日の場合は当該月）から改善が認められた月まで、利用者全員に対して下表の所定単位数を減算する。

※「事実が生じた月」とは運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点(令和6年4月1日又は令和7年4月1日)」まで遡及します。

●令和7年度以降は経過措置が終了するため、「非常災害計画」と「感染症蔓延防止の指針」の作成では減算適用は回避できません。

●減算は義務化された「令和6年4月」から減算適用されます。

サービス種類	減算単位数
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、障害児入所支援 ※青字（自立訓練（生活訓練）については宿泊型自立訓練を除く）については指定障害者支援施設が行うものに限る。	100分の3
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援 ※青字については指定障害者支援施設が行うものを除く。	100分の1

4. サービス管理責任者欠如減算について

サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者） 欠如減算

指定基準に定める人員を満たさなくなった翌々月から解消されるに至った月までの間、減算を適用する必要があります。

減算期間	減算単位数
減算適用 1 月日から 4 月日まで	100分の70
減算適用月 5 月日以降	100分の50

更新研修は、サービス管理責任者等実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、受講する必要があります。受講期限内に必ず受講するようご注意ください。

5. 衛生管理等に係る委員会等について

5. 衛生管理等に係る委員会等について（1）

例年実施している運営指導では、実施した委員会等で使用した資料のみ残されている事業所が散見されました。開催記録には「実施日」、「実施時間」、「参加者名」、「実施内容」が記載されていることが必要です。

委員会、研修、訓練は同日に行っても支障はありませんが記録は章立てで分けるなど、それぞれ分かりやすく記録を行うこと。

開催記録については虐待防止・身体拘束に関する委員会及び研修、業務継続計画に関する研修及び訓練についても必要な記載内容は同じです。

熱中症に関する委員会等の開催頻度については、県下統一で委員会・研修共に1回以上/年、訓練については必要に応じて行うこととなりました。

年度初めにあらかじめ委員会等の年間計画を立てることが開催頻度のズレや開催忘れの予防に有効。

5. 衛生管理等に係る委員会等について (1)

指定障害福祉サービス等	感染症			食中毒			熱中症		
	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練
居宅介護等	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
療養介護	1回/3月	2回/年	2回/年	1回/3月	2回/年	なし	1回/年	1回/年	なし
生活介護									
短期入所									
自立訓練(機能)									
自立訓練(生活)									
共同生活援助									
就労選択支援									
就労移行									
就労継続A									
就労継続B									
就労定着	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
自立生活援助	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
施設入所	1回/3月	2回/年	2回/年	1回/3月	2回/年	なし	1回/年	1回/年	なし
地域移行	1回/6月	1回/年	1回/年	なし			なし		
地域定着									
計画相談									

5. 衛生管理等に係る委員会等について (2)

障害児通所支援等	感染症			食中毒			熱中症		
	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練	委員会	研修	訓練
児童発達支援	1回／3月	2回／年	2回／年	1回／3月	2回／年	なし	1回／1年	1回／年	なし
放課後等デイサービス									
居宅訪問型児童発達支援									
保育所等訪問支援									
障害児入所施設									
障害児相談支援	1回／6月	1回／年	1回／年	なし			なし		

6. 障害福祉サービス等情報公表制度の 施行について

6. 情報公表制度の施行について（1）

障害福祉サービス等事業者経営情報とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の9の8第3号及び児童福祉法施行規則第36条の30の4第3号に規定する「経営情報」を指し、令和7年9月1日の改正により別添3・4（一覧表）が新設され、項目が追加されました。

具体的に以下の内容

- ① 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- ② 事業所・施設の収益及び費用の内容
- ③ 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- ④ その他必要な事項

このうち職種別の給与（給料・賞与）及びその人数等の従業者に関する情報の報告について現在のところ鳥取県下では必須の報告事項とはしていません。

報告は毎会計年度終了後、3月以内となります。

決算時期ごとの報告期間については次頁のとおりです。

※ 令和7年度（令和6年度決算情報）については令和7年度末までに報告が必要。

6. 情報公表制度の施行について（2）

報告時の注意点等

Q 1 具体的に何をすればいいのか

A 1 ワムネットに現在登録されている事業所詳細情報のカテゴリに「経営情報」の入力場所が追加されているので入力し登録を行います。その後指定権者が公表等の手続きを行います。

Q 2 医療や介護サービス事業を併せて実施しているが収支について細かく分かれていないときの記載方法は？

A 2 障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、医療や介護サービス事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えありません。ただし別添3の経営情報に掲げる事項については、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告してください。

Q 3 何の情報を参考に登録すればよいか。

A 3 財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を基に報告してください。会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えありません。

7. 勤務表等の作成について

7. 勤務表等の作成について（1）

基準省令第33条等（勤務体制の確保等）

「提供事業者は、利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない」

勤務表は原則として月ごとに作成し従業者の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係などを明確にすることを定めたものです。運営指導等で目立った指摘は以下のとおり

【運営指導で確認された状況】

「従業者ごとに役職が記載されていない」

「常勤・非常勤の別が記載されていない」

「勤務している従業者が全員記載されていない又は辞めた従業者が記載されたままになってる」

「勤務している従業者が全員記載されていない又は辞めた従業者が記載されたままになってる」状況は人員配置が把握できておらず人員欠如の恐れ。

⇒特に日々のサービス提供時間中の基準配置が強く求められるサービスの場合、勤務表の作成による配置確認は非常に重要。

7. 勤務表等の作成について（2）

勤務実績の未管理

勤務実績を管理することで、加算の要件や人員配置等を理由とする減算適用の可否を請求前に確認することが可能となるため、勤務表と同様に月ごとの勤務実績の管理も必要です。

例年実施している運営指導では、以下のような適切に実績管理がされていない事案が散見されました。

1. 法人役員等が生活支援員や職業指導員等として人員配置されているが、給与受取人でないことから勤務実績の管理をされていない。
⇒ 指定障害福祉事業の指定基準上定められた配置や加算の要件となっている場合、勤務実態の管理を要します。
2. 同一法人内の複数事業所に勤務しているにも関わらず、内1つの事業所の勤務実績で常勤者として扱われ、実際の勤務実態と記録が異なる。
⇒ 配置基準や加算要件の正確な確認ができないため本来算定できない加算加算や減算を行わないまま請求を行ってしまったり、運営指導の際に加算要件等を満たしていたことを証明できません。また実態と異なる記録を作成することは虚偽報告となり改善指導や監査実施の恐れがあります。

8. サービス管理責任者等の資格に関する注意点

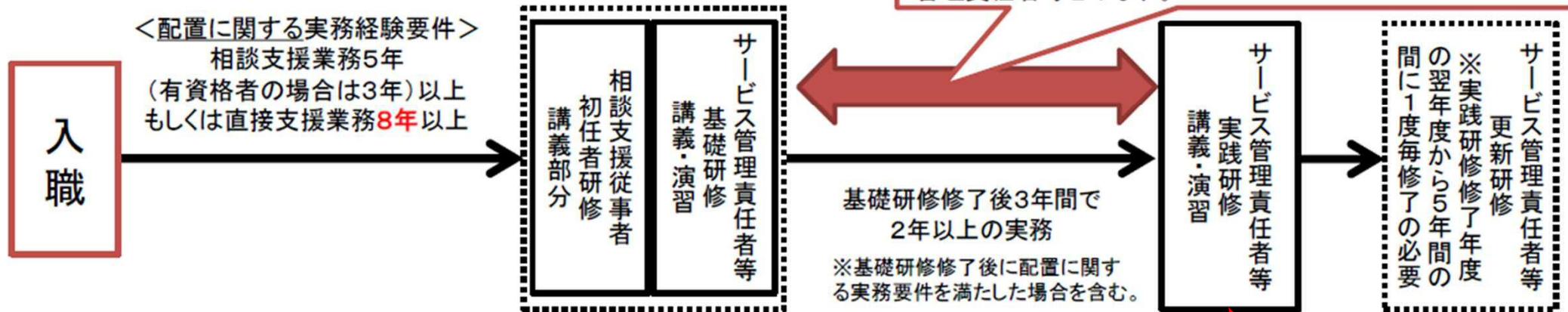
8. サービス管理責任者等の資格に関する注意点（1）

令和元年～令和3年度の基礎研修修了者に対する特例

② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。



令和元年～令和3年度中に基礎研修修了した場合、研修終了後3年間（年度ではない）は実践研修なしでサビ管等として業務可能。

要注意！！

しかし

3年間が終了する前に実践研修を受講しなければならない。
更新研修の前に**実践研修修了が必須**

8. サービス管理責任者等の 資格に関する注意点（2）

実践研修が受講できていない場合

速やかに実践研修を受講し修了してください。

※基礎研修修了後3年間で2年以上の実務経験がなければ受講できません。

また実践研修未終了から期間が経過している場合、以下の減算等に関する届出と過誤調整が必要となります。

- ・ 3年間経過日の属する月の翌々月から人員欠如減算（サービス管理責任者等欠如）の適用。
- ・ 3年間経過日の翌日以降に作成された個別支援計画書等に係る、個別支援計画等未作成減算の適用。
- ・ 給付費の算定に必要な従業者の不足による加配加算の非適用。

9. 共生型サービスの推進について

9.共生型サービスの推進について（1）

■共生型サービスとは

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、以下のメリットが考えられます。

【利用者のメリット】

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える

【事業所のメリット】

- ・ 幅広い年齢層が利用することで、事業所の活性化に繋がる
- ・ 事業所、スタッフの対応力が向上する
- ・ 設備等を変更せずに、事業対象者が広がる

9.共生型サービスの推進について（2）

一方、以下のデメリットも考えられます。

【利用者のデメリット】

- ・ 障害児者、高齢者が同じ場所で過ごす難しさ

【事業所のデメリット】

- ・ 業務・申請手続き等の煩雑化
- ・ スタッフへの負担の増加
- ・ 報酬請求ソフト等の導入（既存のソフトで両対応な場合もある）

9.共生型サービスの推進について (3)

例) 生活介護事業所と通所介護事業所 (介護保険) の基準の違い

障害	生活介護の基準		介護	通所介護の基準	
人員配置	定員	原則20人以上	人員配置	定員	-
	管理者	常勤専従		管理者	常勤専従
	サービス管理責任者 〔実務経験3~10年 +研修30.5時間〕	1人		生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → <u>6:1</u> 平均障害支援区分4以上5未満 → <u>5:1</u> 平均障害支援区分5以上 → <u>3:1</u>		介護職員	5:1 (利用者15人まで1以上で可) (常勤1以上)
設備	訓練・作業室	支障がない広さ	設備	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員

基準が異なるため、両方の指定を同時に受けることは困難

→生活介護事業所が共生型通所介護事業所 (介護保険) を行うと…

	定員	原則20人以上
人員配置	管理者	常勤専従
	サービス管理責任者	1人
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害者支援区分4未満 →6:1
		平均障害者支援区分4 <u>及び介護保険の要介護者</u> →5:1
	平均障害支援区分5以上 →3:1	
設備	訓練・作業室	支障がない広さ

共生型サービスを活用する場合、これまで提供していたサービスと同様の人員配置基準・設備基準による運営が可能

※逆に通所介護事業所が行なう生活介護を「共生型生活介護」という 35

9.共生型サービスの推進について（4）

生活介護事業所が通所介護事業所（介護保険）を共生型で行った場合の単位

通常規模型通所介護費（1月の平均延利用者数750人まで）

	要介護1 区分2以 下	要介護2 区分3	要介護3 区分4	要介護4 区分5	要介護5 区分6
(1)3時間以上4時間未満	344 273	393 300	445 335	496 483	547 646
(2)4時間以上5時間未満	361 327	413 358	467 401	521 578	574 774
(3)5時間以上6時間未満	530 381	626 419	723 469	818 676	915 904
(4)6時間以上7時間未満	543 532	640 583	740 652	838 941	937 1258
(5)7時間以上8時間未満	612 545	723 598	837 669	951 966	1068 1291
(6)8時間以上9時間未満	622 607	736 660	851 730	968 1027	1086 1353

共生型通所介護の単位数は、
本来の通所介護報酬の
93/100

上段：共生型通所介護

下段：生活介護（定員11～20名）

※要介護度と障害支援区分に相関性はありません

9.共生型サービスの推進について（5）

その他の共生型の例

①生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービスが共生型通所介護を実施

人員配置	設備基準	基本報酬
指定生活介護事業所等の利用者の数と共生型通所介護事業所の利用者の数を合計し、その数に応じて、指定生活介護事業所等として必要とされる数以上を配置 （その際、要介護者は障害支援区分5とみなして計算）	・指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる ・指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮する ・要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要	介護保険の通所介護における基本報酬に以下の割合を乗ずる 生活介護：93% 自立訓練：95% 児童発達支援・放課後等デイサービス：90%

※定員は障害福祉サービス（障害児通所支援サービス）及び通所介護サービスの利用者の合算となります。

※基本報酬は、合算の定員にあった報酬区分となります。

※合計定員を18名以下のとする場合は、「地域密着型通所介護」との共生型となります。

※サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められません。

※介護保険の要支援者に対するサービスの指定の可否は、保険者ごとに異なります。

9.共生型サービスの推進について（6）

その他の共生型の例

②障害福祉サービスの短期入所が共生型（介護予防）短期入所を実施

人員配置	設備基準	基本報酬
指定短期入所事業者が共生型（介護予防）短期入所生活介護を実施する場合、指定短期入所事業所等の利用者の数と共生型（介護予防）短期入所生活介護事業所の利用者の数を合計し、その数に応じて、指定短期入所事業所等として必要とされる数以上を配置	<ul style="list-style-type: none">・指定短期入所事業所の居室の面積は、指定短期入所の利用者と共生型（介護予防）短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上・その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りる・要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要	介護保険の短期入所における基本報酬に92%を乗ずる

※指定障害者支援施設と一体的に運営を行うもの（併設事業所）又は指定障害者支援施設の利用されていない居室を利用して行うもの（空床利用型事業所）に限る。

9.共生型サービスの推進について (7)

その他の共生型の例

③児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが共生型生活介護を実施

人員配置	設備基準	基本報酬
指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用者の数と共生型生活介護の利用者の数を合計し、その数に応じて指定児童発達支援等として必要とされる数以上を配置	・障害者が使用するもの適したものとするよう配慮すること。 障害児、障がい者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは不要	共生型生活介護サービス費 (1) 697単位

※定員は各サービス利用者の合算となります。

※基本報酬は、合算の定員にあった報酬区分となります。

※サービス時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められません。

9.共生型サービスの推進について (8)

その他の共生型の例

④生活介護事業所が共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスを実施

人員配置	設備基準	基本報酬
<p>指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの利用者の数と共生型生活介護の利用者の数を合計し、その数に応じて指定児童発達支援等として必要とされる数以上を配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たすこと ・ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること ・ 障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは不要 	<p>共生型児童発達支援給付費682単位 共生型放課後等デイサービス給付費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業の終了後に行う場合 430単位 ・ 休業日に行う場合 507単位 <p>児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1名以上配置し、地域に貢献する活動を行った場合には、以下の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

※定員は各サービス利用者の合算となります。

※基本報酬は、合算の定員にあった報酬区分となります。

※サービス時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められません。

9. 共生型サービスの推進について（8）

■ 共生型サービスの留意点

- 適切なサービス提供のため、当該共生型サービスに係る他の事業所から技術的な支援を受けること。（共生型通所介護を行う場合は、通所介護事業所から支援を受ける）
- 共生型サービスに係るサービスの指定基準を遵守すること。
（例：共生型放課後等デイサービスを行う生活介護事業所は、障害児基準の安全計画等の作成を行う）

■ 共生型サービスの申請方法

- 共生型サービスを始める場合、受きたい共生型サービスの新規指定申請を行い、指定を受ける
- 指定申請書類のうち、提出済みの書類については、一部省略が可能（申請者の登記事項証明書、平面図、管理者経歴書等）
- 事業所番号は別に付番。報酬請求は介護保険報酬請求システムによる

共生型は、追加するサービスの新規指定を受けることで実施が可能です。実施を検討される際は、指導監査室にご相談ください。

10.給付費請求のよくある請求エラー
について
(鳥取市福祉部障がい福祉課)

■重複提供（同一日もしくは同一時間におけるサービス提供の重複）

【例】①日中活動系サービス×日中活動系サービスは、1日に1回しか利用できないため、同一日での重複請求は不可。

※基本報酬×欠席時対応加算、欠席時対応加算×欠席時対応加算の重複請求も不可。

②訪問系サービス×日中活動系サービスは、訪問系サービスは利用者が在宅時にサービス提供することが必要なことが多く、通所している時間帯に訪問系サービスを受けることはできないため、同一時間での重複請求は不可。

※日中活動系サービスのサービス提供時間に送迎時間は含まれない。

訪問系サービス（基本報酬）×日中活動系サービス（欠席時対応加算）の重複請求、訪問系サービス（基本報酬）×生活介護（送迎時に実施した居宅内での介助）の重複請求は可。

■短期入所における基本報酬の算定誤り

短期入所のみを利用した日と、短期入所とは別に日中活動系サービスを利用した日などとは基本報酬の算定単位数が異なる。

■サービス提供時間の入力誤り

【例】

サービス提供開始時間（9：00）に対してサービス提供終了時間（13：00（正しくは15：00（午後3時）））などとなっている など

■過誤申立申請書の未提出

障がい福祉課への提出期限は請求月の毎月5日まで。

■受給者証の内容と一致しない請求

【例】

- ①受給者証の有効期限切れとなっている場合
- ②受給者証更新・変更時に各種加算が対象外となる場合
- ③利用者負担上限額が変更となる場合
- ④受給者証番号が変更になった際（児者切替時等）の受給者証番号の入力誤り
- ⑤鳥取市在住ではあるが、他市町村が受給者を交付している場合
- ⑥居宅介護の1回あたりのサービス提供時間数を超えている場合 など

■利用者負担上限額管理結果表を再送信する際の受付区分

【例】

- ①負担上限額管理結果表の「受付区分：修正」となるのは、当該請求が前回請求時に返戻に伴う再請求もしくは過誤再請求となっている場合や、利用者負担上限額管理結果表のみを再送信する場合 など
- ②負担上限額管理結果表の「受付区分：新規」となるのは、前回請求時に利用者負担上限額管理結果表のみが返戻となっており、利用者負担上限額管理結果表のみを再送信する場合 など

【補足】 過誤再請求を行う場合、支援時間の変更のみや、複数サービスを利用しているうち1つのサービスでのみ過誤再請求が必要となった場合等、当初、国保連に送信した請求情報と変わらない場合（請求明細書・実績記録票のどちらか一方のみの修正）であっても、請求情報を国保連に再送信する場合、請求明細書・実績記録票はセットで再送信をお願いいたします。

■共同生活援助（GH）における障害者支援施設等感染対策 向上加算・新興感染症等施設療養加算

基本報酬を算定している場合に算定できる加算のため、入院期間中等は算定できません。

■共同生活援助（GH）における人員配置体制加算の算定誤り

基本報酬を算定している場合に算定できる加算ではありますが、体験利用の場合は算定出来ません。

1 1.その他

■ 4月1日変更の介護給付費体制等届出書について

- ・生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援等の前年度実績等に応じて令和8年度の基本報酬の算定区分が加算単位が決まるもの

(例) 人員配置体制加算、目標工賃達成加算、A型・B型基本報酬等

提出期限 4月中(処理上なるべく4月15日まで)

- ・上記以外

通常の提出期限 3月15日(日)必着

■ 令和8年度報酬の臨時応急的な見直しについて

- ・現在、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課及び子ども家庭庁支援局障害児支援課において、令和8年度中に報酬等に関する臨時応急的な見直しが検討されています。

- ・厚生労働省ホームページにて検討資料が順次公開中

※公開場所

「ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」

終わりに

集団指導の受講確認は「とっとり電子申請サービス」により行います。

該当する各動画を視聴し、必ずアンケートに回答してください。

アンケートの回答をもって受講完了とさせていただきます。

「とっとり電子申請サービス」

(様式名 **令和8年度障害福祉サービス事業者等集団指導**)

回答期限 令和8年4月15日(水)